

旧基準 ASIAGAP 管理点と適合基準 Ver.1 の取扱いに関する通知

ASIAGAP 総合規則 2017 改定第 1 版（以下、「改定第 1 版」という）の発行に伴う、旧基準 ASIAGAP 管理点と適合基準 Ver.1 の取扱いおよびそれに係る変更は下記のとおりです。

記

1. 「日本 GAP 協会 JGAP Advance2016 から ASIAGAP Ver.1 への移行に関する細則（以下、「移行の細則」という）」は失効する。したがって、移行の細則で ASIAGAP Ver.1 に適用していた下記の要求事項については、改定第 1 版を適用させる。
 - 6.2(3)ASIAGAP 審査・認証の対象となる工程
ASIAGAP Ver.1 においても、精米・仕上茶は、生産工程カテゴリーに含まれない。
 - 7.1(3)審査工数
 - 7.3 審査のタイミングと条件
 - 8.2 審査の計画とサンプリング(5)団体審査の場合
穀物団体審査は、注記 3 の審査サンプル数を適用させる
 - 10 章 ASIAGAP の認証に関する表示
2. ASIAGAP Ver.1 で対象としない改定第 1 版の規定は下記の通り。
 - 8.10 非通知審査
ただし、農場が非通知審査を希望し、農場及び認証機関の合意が取れば、非通知審査の実施は可能である。
 - 12.ASIAGAP 内部監査員及び ASIAGAP 指導員
内部監査員の要件の証明方法として推奨している ASIAGAP 指導員基礎研修と ASIAGAP 内部監査員研修を ASIAGAP Ver.1 では、JGAP 指導員基礎研修と JGAP 内部監査員研修でも可能とする。

以上